

(議事録)

鈴木部会長 これから第2回埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。
まず委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

賃金指導官 本日は公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名に御出席いただいております。委員9名のうち3分の2以上が出席されていることから、最低賃金審議会令第6条第6項により、本審議は有効に成立していることを報告いたします。

鈴木部会長 また、埼玉地方最低賃金審議会専門部会運営規程第7条第1項により、会議及び議事録は原則公開とさせていただきます。現在、傍聴者はおりますでしょうか。

賃金指導官 傍聴者はいません。

鈴木部会長 本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は近藤委員に、使用者側は藤本委員にお願いしたいと思います。
配付資料の説明を事務局からお願いいたします。

賃金室長 資料1は9月4日の第1回専門部会において配付した資料7、特定最低賃金の改正を求める申出書の中から、本専門部会に関連する労使協定の一覧だけを抜き出したものです。特定最低賃金は改正の申出書に添付された労使協定のうち、最も低い額を超えて決定することができません。資料1のうち、時間額が最も低いのは26番の事業所、時間額1,125.00円となっております。よって、本日の御審議の結果として、出せる金額は1,125円が上限となります。

資料2も、第1回合同専門部会の資料から抜き出したものです。最低賃金に関する基礎調査結果のうち、引上げ額・引上げ率・影響率の早見表です。これは現行の特定最低賃金額から先ほど説明しました引上げの上限までの範囲について、影響率等を一覧としてまとめたものです。

資料3は、埼玉県内の事業場に適用される最低賃金の一覧です。10月1日発効の埼玉県最低賃金と現行の特定最低賃金を表示しております。特定最低賃金の適用対象業種の範囲については、平成25年改正の日本標準産業分類に基づいて定めていますが、昨年、日本標準産業分類が改定され、本年4月から施行されております。日本標準産業分類の改定のうち本専門部会に関連する事項としては、資料3の中

の「管理」の後にカンマ「,」がありますが、昨年の改正でこの「,」が「,」に改正されておりますので、今回の御審議の結果で結論が出ましたら、これも併せて改正する必要がございます。金額と発効日に加えて、この点についても御審議いただきたくお願いいたします。

資料4は、消費者物価指数の推移の表です。消費者物価指数については、従前から「持家の帰属家賃を除く総合」を用いていました。本年は、地域別最低賃金の改正審議において、「頻繁に購入する品目」も参照されたので、これについても併せて資料化しております。

参考資料1は、第1回専門部会の資料14「特定最低賃金改正をめぐる経済環境等」のデータを更新したものです。更新した部分は、2ページ目の(3)、埼玉県内企業経営動向調査の結果が新しいものが出ましたので、これを反映した表にしております。

資料は以上です。

鈴木部会長

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の他局の答申状況について、分かっているならば事務局から教えていただければと思います。

賃金室長

他局において、同種の特定最低賃金の審議が終わったという情報は入っておりません。

鈴木部会長

ありがとうございます。

それでは、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の審議に入ります。

12月1日改正発効のためには、本日の専門部会において部会報告を取りまとめる必要がありますので、御協力のほどお願いいたします。また、終了時刻については、十分な審議を行っていただくことは当然ですが、会場の都合などもありますため、午前11時半をめどに、円滑な審議に格段の御協力をお願いいたします。

協議形式は例年、全体協議からスタートして、調整が必要になったら適宜休会という進め方をしておりましたが、今年も例年どおりの進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木部会長

では、例年どおりの方法で進めさせていただきます。

それでは、全体協議から始めます。まず、労側委員からお考えを述べていただきたいと思います。

近藤委員

おはようございます。労働側委員の主張につきまして、近藤から御

報告させていただきます。

労側の主張につきましては、本日、労働者代表委員提出資料として事務局より配っていただきました資料に取りまとめてありますので、こちらを御確認いただければと思っております。

1 ポツで取り巻く環境、こちらは労使認識が一致するかとは思いますが、特に鉱工業生産指数等を確認しても、電機は今、正直、厳しい状況にあるというふうに労側委員としても認識しているところでございます。

2 ポツにつきましては、特定最低賃金の主な機能というか、期待される役割等々を記載しております。最後の一番下、(6)に今年の春闘結果の目標の一つというような形で記載しておりますが、今期の2024年春闘において、電機連合においては、統一目標というような形で春闘を行っておりまして、結果、中闘組合において、企業内最低賃金が18万4,500円に改定されております。時給額に換算しますと1,194円、こちらを今、電機連合としては、全地域において、その準拠基準ということで目指すべき産業の基準として置いている数字となっておりますので、御確認いただければと思っております。

次の3ポツに具体的な主張がありますので、こちらも確認いただければと思っておりますが、まず今年の状況というか、関係から言いますと、特定最低賃金の機能はいろいろあるかと思っておりますが、特に年によって何を重視すべきかというのは、その都度その都度、審議の中で変わっていくものと考えております。今年の審議においては、労側としましては、特に春闘の結果が非常に高い数字で上げがされているところを重視したいと考えております。特に2024年の春闘の結果については、(4)に記載させていただいておりますが、賃金の改善額で言うと平均が1万1,677円、企業内最低賃金は協定額の値となりますが、こちらが1万119円というふうに、過去、去年も非常に高い額で上げがされたのですが、それを大きく上回る形で今年も結審されております。

こちらは当然、消費者物価指数等も考慮した上での春闘の結果というふうに捉えておりますが、もちろんあと人材確保ということもありますが、それよりも企業の魅力を高めるため、その企業が発展するために大きく引き上げてきた結果と考えておりまして、この考えはまさに埼玉県電機最低賃金にも適用すべきだと考えておりますので、この春闘の結果を強く反映したいと考えております。

具体的にどの数字をとというような話も併せてさせていただきますが、本日、事務局にまた別途お配りをさせていただいた資料の中に、2024年闘争回答って、一部印刷が欠けてすみません、私の資料が悪くて欠けておりますが、こちらの表を見ていただければと思っておりますけれども、今年の春闘の最低賃金、並びに高卒初任給の春闘の上げ

の結果となっております。

注目していただきたいのは、上段の最低賃金の真ん中、規模別集計のところを見ていただきたいと思っております。1,000人以上、300～999人、300人未満と規模別に集計も行っているところですが、この300人未満のところを見ても、一番のボリュームゾーンは18万円以上になっておりまして、この300人未満の結果をその下のほうで見ていただければと思いますが、引上げ後の平均水準は18万2,666円、平均の引上げ額は1万400円となっております。引上げ率で言いますと、今年は6%の企業内最低賃金の引上げが起こっております。300人未満だけの企業で6%という結果になっております。

そういったことから、我々、労側委員としましては、こちらの6%を最低限でも適用させたいと考えておりまして、現在の埼玉県の実業最低賃金である1,055円、こちらに6%を掛けた633円というのが引上げの希望する水準、まず、主張となります。しかしながら、埼玉県の鉱工業生産指数を見ると、電機は前年比でマイナスになっていることもありますし、また、本日の審議時間を考慮しまして、少なくとも労側としては、全体の春闘の結果である5.1%という数字は、最低でも何とか守っていきたいと考えているところでございます。

労側の主張としては以上となります。

鈴木部会長 ありがとうございます。労側の委員からの補足はございますか。西牧委員、よろしいですか。

西牧委員 大丈夫です。

鈴木部会長 霜垣委員もよろしいですか。

霜垣委員 大丈夫です。

鈴木部会長 使側の委員から何か御質問、御意見はございますか。

藤本委員 特にございません。

鈴木部会長 そうしましたら、使側からもお考えをお願いしたいと思います。

藤本委員 私どもは、冒頭の御説明の中にありましたように、電機の産業としての回復が遅れている傾向が顕著であるということの一つベースに申し上げたいと思っております。

埼玉県では、鉱工業生産指数を見る限りですと、輸送用機械工業を除いて回復が顕著とは言えず、電機については前年同期比マイナス12.0、これは先ほど労側の資料にも提示されたとおりでございます。

また、全国の企業業績動向を見ますと、特に電機中小の収益性が悪化している傾向が確認できます。前年同期比マイナス121.40%ということで、他の産業と比べて、回復というよりも悪化している傾向が顕著であるという事実が否めないところがございます。

そうしたことを踏まえて、労側の資料にございますとおり、当県の電機産業が健全に成長していくために、一定の賃上げについては理解できると思っております。しかしながら、こうした不透明な経済動向、それから、今、申し上げた実際に指数として出ている業績動向に鑑みまして、緩やかな引上げをいたしたいと考えております。

以上によりまして、我々の昨年も申し上げたベースとする考え方、この4月から6月の鉱工業生産指数マイナス12.0を1から引いた0.88を、昨年の引上げ額42円に掛けた37円、これをベースにお話しさせていただきたいと思っておりました。そういったことから考えますと、先ほど労側がおっしゃられた、最低でも5.1%は維持したいとおっしゃっている。これについてはちょっと難しいかなと考えております。

鈴木部会長 ありがとうございます。確認ですけれども、4月－6月の鉱工業生産指数のどの辺りですか。

藤本委員 これは前回資料……。

近藤委員 前回ではなく14ページ目。

鈴木部会長 今日の14ページ目、ありがとうございます。電機のマイナス12%、これを基に0.88ということですね。

鈴木部会長 分かりました。プラス37円アップというのを現段階で御提示いただきました。使側の委員の方々、何か補足はございますか。

鈴木（健）委員 大丈夫です。

鈴木部会長 酒井委員もよろしいですか。

酒井委員 大丈夫です。

鈴木部会長 労側委員から御質問はございますか。

近藤委員 はい、1点。まず、鉱工業生産指数と併せて、先ほどの3ポツの企業業績動向、使側資料のところになります。電機機械器具は確かに4月から6月の中小がマイナス121.4%という形になっておりますけれども、その下の情報通信機械器具もこの電機関連の特定最低賃金の範囲に入っております。ウエートで言いますと2倍近く大きい比率となっておりますが、こちらの営業利益が636.68というパーセンテージになっていることについてはどういったふうに……。

藤本委員 情報通信とそれから埼玉県における電機機器は、どちらかという埼玉県はベースとしてアセンブリ中心だと思っております。その性格の違いであると思えます。売上高ベースではなくて、営業利益のところでマイナスという大きな数字が他産業と比べて出てしまっていますので、ここは一つ、賃金のところ、営業利益に直結するところでございますので、極端な上げ方はできないなというように、使側の代表としては考えざるを得ないところがあります。

近藤委員 すみません、訂正、僕が間違えました。正しくは、電機は電子部品デバイスと電気機械工業、情報通信機械工業という3分類が、多分、電機の特定最賃に関係する事業所となっております。今、記載いただいているのが電気機械と情報通信機械となっております。それぞれのウエートが、電気機械が377、情報通信が187ということになっておりますので、さっきの私の主張は逆でしたので訂正させていただきます。埼玉県はたしかアセンブリ中心というような……。

鈴木部会長 使側としては、いろいろな分野がまたがっていますけれども、今回は電気機械器具の動向を中心に御提示いただいたということですね。

藤本委員 そうですね。もちろん埼玉県のほうを考えるのは当然であると思うんですけども、全国のところも参考にすると、全国的にもあまり電機の顕著な回復には至っていないというのは出ています。したがって、残念ながら、他産業をリードするような引上げの仕方というのは、ちょっと難しいのではないかとというのが正直なところでございます。

鈴木部会長 ほかに、労側から御質問はございますか。

近藤委員 質問は大丈夫です。

鈴木部会長 労側に確認ですけれども、最初の金額の提示で、春闘の実績などを踏まえて、プラス6%、引上げ額としては63.3円というお話もありましたけれども、春闘の賃上げ率5.1%というものを初回の提示として考えてよろしいでしょうか。

近藤委員 はい。

鈴木部会長 そうすると引上げ額としては……。

近藤委員 54円。

鈴木部会長 54円ですね。

近藤委員 本当は63円を主張したいところではありますけれども。

鈴木部会長 多分、それぞれ労側、使側、市況の認識は近いものがあるなというふうに今の発言からは捉えておりますので、そういうのを踏まえて、本来ならば63円だが、状況を鑑み54円の提示ということですね。
そうすると、今現在、労側が54円、使側が37円ということですので、かなりの開きがある状況です。このまま全体会で話を詰めていくということももちろんできるんですけども、冒頭申し上げましたように、個別協議をしながら、少しずつ歩み寄る理由を一緒に考えていけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

近藤委員 はい、結構です。

鈴木部会長 よろしいですか。
それでは、これから個別協議に入らせていただきたいと思います。いつも労側から先に個別協議をされていますよね。今日もそれよろしいですか。

藤本委員 はい。

鈴木部会長 そうしましたら、控室の御案内をお願いいたします。

賃金指導官 使用者側の皆様には労働基準部長室、労働者側の皆様には16階あつせん室を御用意しております。再開の際には事務局から御連絡いたしますので、会場にお戻りください。

(休憩)

鈴木部会長

それでは、全体協議を再開いたします。冒頭、労側からグラフの提示がありましたので、そちらの資料の説明をお願いいたします。

近藤委員

まず、お手元に配付させていただいている資料につきまして、グラフの見方をごくごく簡単に説明させていただきますと、下の青いラインから埼玉県 lowest賃金の推移、1つ上のオレンジ色が電機関係の特定最低賃金の推移、上の灰色が提出協定書の最低額、その1つ上が協定書の平均額、最後、緑色のラインが特定最低賃金の対地賃に対する比率、何%上回っているかというような結果を示しているグラフとなっているところでございます。

見ていただけるとおり、特定最低賃金、過去は114%、多いときには115%の値を地賃に対して持っておりましたが、昨今、特に地賃の政府施策による大きな引上げというのも効果があったのではないかと考えておりますが、その率は徐々に縮まってきておりました。過去3年前から、特に埼玉県においてはガイドラインもつくられて、この特定最低賃金を残していこう、育てていこうという意思の下、この特定最低賃金の対地賃の比率が102.6%という数字で保っているというふうに、労側としては捉えているところでございます。

労側としては、特定最低賃金をより効果的に機能させるためには、102.6%よりもその差を広げていく必要があると認識はしておりますが、昨今の地賃の大きな引上げ額を鑑みますと、少なくともこの率、102.6%という率を保ちたいというのが強い意思であります。そういった意味で言うと、この102.6%を保つためには、地賃の引上げ率を適用する必要があるというふうにも考えておりますので、そういった点について、もう一点、もう一度ぜひ御検討をお願いしたいと思っております。

すみません、資料の説明と労側の意見も言ってしまいましたが、最後のお願ひとなります。

鈴木部会長

ありがとうございます。

全体協議を再開いたしましたけれども、使側の方々の協議の結果をまだ個別協議としては伺っていないところがありますので、もう一度個別協議に戻らせていただいて、使側の皆さんとお話しできたらと思っております。よろしいでしょうか。

労側の皆さん、控室のほうをお願いいたします。

(休 憩)

鈴木部会長

それでは、全体協議を再開いたします。長時間の御審議をいただき

まして、ありがとうございました。

まず使側から、今回の特賃に関する金額の考え方をもう一度御説明
いただきたいと思えます。

藤本委員

まず考え方といたしましては、経済動向としては、引き続き先行き
不透明な状況が継続しているというふうに考えております。今度、電
機産業について申し上げますと、埼玉県の鉱工業指数を見る限り、前
年同期比マイナス12.0ということから、回復は顕著とは言えない。
また、全国の企業業績動向ですと、特に電機の中小の収益性が悪化し
ている傾向が、ほかの産業に比べて顕著であるということございま
す。

以上の理由から、当県の電機産業が健全に成長していくため、一定
の賃上げについては理解できると思っております。しかしながら、今、
申し上げた内容に鑑み、緩やかな引上げといたしたいというところで
ございます。37円、これは当初申し上げた考え方でございます、鉱
工業指数をベースに計算したものでありますよというところございま
した。

これを先ほど長時間いただきまして、議論させていただきました結
果、今回の地域別最低賃金審議において重視した消費者物価指数の上
昇を踏襲して、電機産業の優位性を保ちたいという労側の主張、これ
は意見を同じくしているところがございます。

こうしたことから、さいたま市の消費者物価指数、それから全国の
消費者物価指数の2つを比較して、高いほうの値である4.7%、この
数値を引用して、昨年の数字に1.047を掛けて1,105円、プラス
50円を提示額として、合意することを期待させていただきます、と
いうことでございます。

鈴木部会長

ありがとうございます。使側の皆さん、何か補足はございますか。

鈴木（健）委員

大丈夫です。

鈴木部会長

ありがとうございます。

使側の金額の考え方を受けて、労側の皆さん、いかがでしょうか。

近藤委員

労側としては、春闘の引上げ率を特に意識して今回は審議してしま
したが、とりわけ今の埼玉県における業界の話であったり、特に中小
企業を取り巻く環境を踏まえ、50円という金額に対しては地賃引上
げ額とも同等であることから、優位性も最低限保たれるということか
ら、それが出た場合は賛成する考えです。

鈴木部会長 金額については50円の引上げという結論に至ったということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木部会長 発効日と、冒頭に事務局から説明のあった、標準産業分類の改定に伴って、カンマを読点に改正する点についてはいかがでしょうか。

近藤委員 発効日については、例年どおり12月1日でお願いしたいと思います。産業分類の改定に伴う改正については、そのとおり改正することで良いと思います。

鈴木部会長 使用者側は、いかがですか。

藤本委員 労側委員と同意見です。

鈴木部会長 それでは、令和6年度埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は引上げ額50円、引上げ率4.74%の時間額1,105円、発効日は令和6年12月1日とすることで結論に至ったということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木部会長 それでは、採決に入ります。
令和6年度埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は、時間額1,105円、発効日は令和6年12月1日とするについて、賛成する委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

鈴木部会長 ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。
それでは、部会長報告書(案)を配付してください。

賃金室長 準備いたしますので、お待ちください。

(事務局より各委員に専門部会長報告書(案)配付)

鈴木部会長 皆さん、お手元にございますか。部会長報告書(案)について、事務局から読み上げをお願いいたします。

賃金指導官

読み上げます。

埼玉地方最低賃金審議会会長 土屋直樹殿。埼玉地方最低賃金審議会、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長 鈴木奈穂美。

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和6年8月5日埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ね、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。専門部会委員は略させていただきます。

裏面に移りまして別紙、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。

1、適用する地域、埼玉県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業〔医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。〕、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものを除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者。

（2）雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの。

（3）次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃又は片づけの業務。

ロ、手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,105円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、令和6年12月1日。以上でございます。

鈴木部会長

ただいま事務局から部会報告書(案)を読み上げていただきました。原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木部会長 原案のとおり部会長報告書が承認されましたので、(案)を消していただき、本審議会に提出することといたします。

部会結審に対して、労働基準部長より御挨拶があります。

労働基準部長 皆さん、本当にお疲れさまでございました。当初、労使の主張に大きな隔たりがございましたが、双方歩み寄っていただきまして、本当にありがとうございました。また、公益委員の皆様にも、報告、取りまとめに御尽力いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

今後の予定ですが、10月2日の第9回本審で、一括報告・審議をしていただき、答申をいただく予定となっております。

本日は誠にどうもありがとうございました。

鈴木部会長 それでは、議題2その他に移ります。まずは委員の先生方から何かございますか。

ないようでしたら、事務局から何かありますか。

賃金室長 今後の予定について説明いたします。10月2日、午前9時30分から本審の委員に御出席いただきまして、第9回本審を開催いたします。この本審において各部会報告を一括審議していただきまして、答申がいただければ、異議申出の公示を行います。その後、異議申出がなければ、答申のとおり決定いたしまして、異議の申出があった場合は、10月18日に異議審を開催した上で決定し、12月1日の発効に間に合うよう官報公示等の手続を進めてまいります。

以上です。

鈴木部会長 以上をもちまして、本日の第2回埼玉県電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金専門委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —